



# 宮 崎 県 公 報

令和4年6月30日(木曜日) 第319号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

## 目 次

告 示	頁
○救急病院の認定…………… (医療政策課) 1	○鳥獣捕獲等事業の認定…………… (自然環境課) 3
○有害興行の指定…………… (こども家庭課) 1	○大規模小売店舗の変更に係る届出…………… (商工政策課) 3
○民有林の保安林の指定予定…………… (自然環境課) 1	○大規模小売店舗の変更に係る届出に対する市 町村の意見 (4件) …………… ( “ ) 3
○指定納付受託者の指定…………… (おろみやぎぎ課) 2	○土地改良区の定款変更の認可…………… (農村整備課) 4
○車両制限令第3条第4項に定める道路の指定及 び解除並びに同令第10条第2項に定める通行方 法…………… (道路保全課) 2	○土地改良区の土地改良事業計画変更の認可…………… ( “ ) 4
公 告	○建設業法に基づく建設業者の許可の取消し…………… (管理課) 4
	<b>教育委員会告示</b>
	○令和5年度宮崎県立高等学校入学選抜要綱…………… 5
	<b>公安委員会公告</b>
	○警備員指導教育責任者講習の実施について…………… 6

## 告 示

### 宮崎県告示第 430号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院と認定した。

令和4年6月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

#### 1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
海老原総合病院	児湯郡高鍋町大字上江 207番地

#### 2 救急病院の認定の有効期間

令和4年7月6日から令和7年7月5日まで

### 宮崎県告示第 431号

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例(昭和52年宮崎県条例第27号)第14条第1項の規定により、青少年に有害な興行として次のものを指定した。

令和4年6月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

指定番号	種類	題 名	製作・配給会社名	指定年月日
4年-6	映画	不倫ゲーム 燃えあがる女たち	浜野組 <新東宝映画>	令和4年6月20日
4年-7	映画	愛してる!	UNITED PRODUCTS <日活>	
4年-8	映画	女神の継承 (原題) THE MEDIUM	シンカ (タイ)	
4年-9	映画	哭悲/THE SADNESS (原題) THE SADNESS	クロックワークス (台湾)	
指定理由	内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、青少年に粗暴性若しくは残虐性を生ぜしめ、又は青少年の犯罪を誘発し、その健全な成長を阻害するおそれがあるため。			

### 宮崎県告示第 432号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

令和4年6月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 日南市大字吉野方字後ノ尾6132-イの1、6132-イの2、6133、6134
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 433号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第 231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者を次のとおり指定した。

令和4年6月30日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

1 指定納付受託者の指定を受けた者

名 称	所 在 地
株式会社トラストバンク	東京都渋谷区渋谷2-24-12
宮銀カード株式会社	宮崎県宮崎市橋通東1-7-4第一宮銀ビル7階
トヨタファイナンス株式会社	愛知県名古屋市西区牛島町6-1
S B ペイメントサービス株式会社	東京都港区海岸1-7-1東京ポートシティ竹芝オフィスタワー
P a y P a y 株式会社	東京都千代田区紀尾井町1-3
株式会社DGフィナンシャルテクノロジー	東京都渋谷区恵比寿南3-5-7デジタルゲートビル10階
楽天グループ株式会社	東京都世田谷区玉川1-14-1楽天クリムゾンハウス

2 指定納付受託者が納付事務を行う歳入等の種類

ふるさと宮崎応援寄附金

3 指定をした日

令和4年4月1日

4 指定納付受託者に納入させる期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

宮崎県告示第 434号

車両制限令(昭和36年政令第265号)第3条第4項の規定により、国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車(以下「国際海上コンテナ車」という。)の重量及び長さの最高限度を引き上げる道路として次の道路を指定し、及び解除するとともに、同令第10条第2項の規定により、当該道路の通行方法を次のとおり定める。

令和4年6月30日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

1 指定する道路の路線名及び区間

路 線 名	区 間
国道 219号	西都市大字黒生野字水洗1798番地先から宮崎市佐土原町東上那珂字原田 14511番1地先まで
県道西都インター線	西都市大字黒生野字水洗1798番地先から同市同大字字蔵向 148番1地先まで

2 解除する道路の路線名及び区間

路 線 名	区 間
国道 218号	西臼杵郡日之影町大字七折字布平 13395番2地先から同郡同町同大字字平底 12320番1地先まで

3 指定及び解除する期日

令和4年7月1日

4 通行方法

次の通行方法によらなければならない。

(1) 交差点における左折に当たっての誘導

第1欄に掲げる道路から第2欄に掲げる位置に所在する交差点を左折して第3欄に掲げる道路に入るときは、他の車両等(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第17号に規定するものをいう。以下「他の車両等」という。)との衝突の危険を生じさせないように、当該国際海上コンテナ車及び他の車両等の誘導を行う者又は車両を配置しておかなければならない。

第1欄	第2欄	第3欄
県道西都インター線	西都市大字黒生野	国道 219号

(2) 交差点における右折に当たっての誘導

第1欄に掲げる道路から第2欄に掲げる位置に所在する交差点を右折して第3欄に掲げる道路に入るときは、他の車両等との衝突の危険を生じさせないように、当該国際海上コンテナ車及び他の車両等の誘導を行う者又は車両を配置しておかなければならない。

第1欄	第2欄	第3欄
国道 219号	西都市大字黒生野	県道西都インター線

(3) 橋等の通行方法

橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路(高速自動車国道を除く。)を通行する場合にあっては、徐行するとともに、1の径間の1の車線において限度超過車両(道路法(昭和27年法律第180号)第47条の2第1項に規定する限度超過車両をいう。)又は他の国際海上コンテナ車と連続して通行しないよう十分に注意して通行しなければならない。

## 公 告

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第18条の2の規定により、次のとおり鳥獣捕獲等事業の認定をした。

令和4年6月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 事業者の名称  
岩切環境技研株式会社
- 2 事業者の住所  
宮崎市大塚台西三丁目40番地10
- 3 事業者の代表者の氏名  
岩切重人

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

令和4年6月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
フェニックスガーデンうきのじょう  
宮崎市柳丸町150、151の一部、152の一部、163-1、163-2、165、166、167、168-1の一部
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
東京センチュリー株式会社 代表取締役 馬場高一  
東京都千代田区神田練堀町3番地
- 3 変更した事項  
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前) 東京センチュリー株式会社 代表取締役 野上誠  
東京都千代田区神田練堀町3番地  
(変更後) 東京センチュリー株式会社 代表取締役 馬場高一  
東京都千代田区神田練堀町3番地
- 4 変更の年月日  
令和4年4月1日
- 5 変更する理由  
大規模小売店舗を設置する者の代表者が変更となったため
- 6 届出年月日  
令和4年6月20日
- 7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間  
(1) 場所  
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター  
(2) 期間  
令和4年6月30日から令和4年10月31日まで
- 8 意見書の提出先及び期間  
(1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商工政策課

(2) 期間

令和4年6月30日から令和4年10月31日まで

9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、延岡市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和4年6月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
オリックス貸店舗  
延岡市昭和町二丁目55番1 外
- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日  
法第6条第1項の規定による届出  
大規模小売店舗の名称及び所在地、大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更  
令和4年5月26日
- 3 意見の概要  
意見なし
- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間  
(1) 場所  
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター  
(2) 期間  
令和4年6月30日から令和4年8月1日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、西都市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和4年6月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ドラッグストアモリ西都店・マックスバリュ西都店  
西都市大字右松字三反田2134番1 外
- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日  
法第6条第1項の規定による届出  
大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更  
令和4年5月26日
- 3 意見の概要  
意見なし
- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間  
(1) 場所  
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城

県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

令和 4 年 6 月 30 日から令和 4 年 8 月 1 日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定により、西都市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和 4 年 6 月 30 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
スーパードラッグコスモス西都調殿店  
西都市大字調殿字堀の内1050番地1 外4筆
- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日  
法第 6 条第 1 項の規定による届出  
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更  
令和 4 年 5 月 26 日
- 3 意見の概要  
意見なし
- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

令和 4 年 6 月 30 日から令和 4 年 8 月 1 日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定により、国富町から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和 4 年 6 月 30 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイレックス国富店

東諸県郡国富町本庄 583番1 外

- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日  
法第 6 条第 1 項の規定による届出

大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

令和 4 年 5 月 26 日

- 3 意見の概要

意見なし

- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

令和 4 年 6 月 30 日から令和 4 年 8 月 1 日まで

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第 30 条第 2 項の規定により、綾町土地改良区（綾町）から令和 4 年 4 月 12 日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和 4 年 6 月 30 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第 48 条第 9 項において準用する同法第 10 条第 1 項の規定により、西諸土地改良区（小林市）の土地改良事業計画（維持管理事業）の変更を認可した。

令和 4 年 6 月 30 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

建設業法（昭和24年法律第 100号）第 29 条第 1 項の規定により、建設業者許可を次のとおり取り消した。

令和 4 年 6 月 30 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

処分を受けた建設業者				処分の内容		処分の原因となった事実	処分をした年月日
許可番号	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可の区分	取り消した業種		
宮崎県知事許可(般-2)第7059号	㈱小園テックス	小園 裕之	宮崎県小林市大字細野61-17	一般	電気工事業、管工事業、消防施設工事業	令和 4 年 5 月 9 日付けで廃業した旨の届け	令和 4 年 5 月 9 日 (全廃業)
宮崎県知事許可(般-29)第 770号	㈲綾川建設	竹内 博文	宮崎県東諸県郡綾町大字南俣 788-1	一般	管工事業	令和 4 年 5 月 17 日付けで廃業した旨の届け	令和 4 年 5 月 17 日 (一部廃業)
宮崎県知事許可(般-3)第1646号	㈲西都水道	富田 隆司	宮崎県西都市大字妻1694-1	一般	電気工事業	令和 4 年 5 月 26 日付けで廃業した旨の届け	令和 4 年 5 月 26 日 (一部廃業)
宮崎県知事許可(般-3)第 10586号	㈲ユーアイ	河野 講平	宮崎県東諸県郡綾町大字南俣2622-3	一般	左官工事業、屋根工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業	令和 4 年 5 月 30 日付けで廃業した旨の届け	令和 4 年 5 月 30 日 (一部廃業)

宮崎県知事許可 (般-29)第 12429号	(株)メイクス	仁科 良太	宮崎県延岡 市卸本町6 -6	一般	建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、内装仕上工事業	令和4年5月24日付で廃業した旨の届け	令和4年5月24日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-30)第 13188号	南九州尾園建設(株)	尾園 浩範	宮崎県宮崎市大字瓜生野字牟田4230-1	一般	建築工事業、大工工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業	令和4年5月19日付で廃業した旨の届け	令和4年5月19日 (一部廃業)

## 教育委員会告示

### 宮崎県教育委員会告示第4号

令和5年度宮崎県立高等学校入学者選抜要綱をここに公表する。

令和4年6月30日

宮崎県教育委員会教育長 黒木 淳一郎

令和5年度宮崎県立高等学校入学者選抜要綱

#### 1 基本方針

県立高等学校の入学者の選抜は、各高等学校の学科やコースの特性に配慮しつつ、その教育を受けるにふさわしい能力、適性等を総合的に判定して行うものとする。

#### 2 募集人員

募集人員は、別に告示する「令和5年度宮崎県立高等学校生徒募集定員」のとおりとする。

#### 3 応募資格

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する者で、本人及び保護者が県内に居住する者又は県外からの志願者で宮崎県教育委員会が志願を許可した者とする。

(1) 令和5年3月に中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了見込みの者

(2) 中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者又は学校教育法施行規則第95条の規定により、これと同等以上の学力があると認められる者

#### 4 出願手続

入学志願者の出願手続については、別に定める「令和5年度宮崎県立高等学校入学者選抜実施細目」(以下「選抜実施細目」という。)による。

#### 5 全日制及び定時制課程の入学者の選抜

入学者の選抜は、次に定める推薦入学者選抜(自己推薦方式、スポーツ推薦方式の2方式を指す。以下同じ。)、一般入学者選抜、二次募集入学者選抜及び連携型中高一貫教育校に係る入学者の選抜(以下「連携型入学者選抜」という。)による。

##### (1) 推薦入学者選抜

① 各高等学校の自己推薦方式の募集人員の割合は、10%から50%までの範囲内で各高等学校長が定める。

② 各高等学校のスポーツ推薦方式の募集人員は別に定める。

③ 選抜は、学力検査、適性検査、自己推薦書及び調査書等を資料とし、総合的に判定して行う。

④ 学力検査は、各高等学校が3教科(国語、数学、英語)以内を指定して行い、傾斜配点を用いることができる。ただし、学力検査を実施しない学校・学科も認める。

なお、学力検査を実施しない場合、適性検査を実施する。

⑤ 適性検査は、各高等学校の特色に応じて各高等学校長が定める。

なお、適性検査を実施しない場合、学力検査を実施する。

⑥ 入学志願者が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合の詳細については、別に定める。

##### (2) 一般入学者選抜

① 選抜は、学力検査、面接及び調査書等を資料とし、総合的に判定して行う。

② 学力検査においては、傾斜配点を用いることができる。

③ 入学志願者が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合に対応するため、選抜追検査を実施する。

##### (3) 二次募集入学者選抜

① 推薦入学者選抜及び一般入学者選抜合格者発表の段階で、合格者が募集定員に満たない場合、当該高等学校長は二次募集を行う。

② 検査内容等選抜に関する詳細については、当該高等学校長が定める。

##### (4) 連携型入学者選抜

① 選抜は、県立高等学校管理運営規則に定める連携型高等学校において、連携型中高一貫教育を行っている連携型中学校を対象に実施する。

② 選抜は、推薦入学者選抜と同じ日程で行い、学力検査、適性検査、調査書及び中高連携による学習のまとめ等を資料とし、総合的に判定して行う。

③ 学力検査は、高等学校が3教科(国語、数学、英語)以内を指定して行い、傾斜配点を用いることができる。ただし、学力検査を実施しない学校・学科も認める。

なお、学力検査を実施しない場合、適性検査を実施する。

④ 適性検査は、高等学校の特色に応じて高等学校長が定める。

なお、適性検査を実施しない場合、学力検査を実施する。

##### (5) 日程

###### ① 推薦入学者選抜・連携型入学者選抜

ア 選抜検査 令和5年2月2日(木)

イ 合格内定通知 令和5年2月13日(月)

ウ 合格者発表 令和5年3月17日(金)

###### ② 一般入学者選抜

ア 選抜検査 令和5年3月7日(火)及び

令和5年3月8日(水)

イ 合格者発表 令和5年3月17日(金)

ウ 選抜追検査 令和5年3月23日(木)

エ 選抜追検査合格者発表 令和5年3月24日(金)

###### ③ 二次募集入学者選抜

ア 選抜検査 令和5年3月23日(木)

イ 合格者発表 令和5年3月24日(金)

##### 6 通信制課程の入学者の選抜

(1) 選抜は、面接、作文及びその他必要な書類等により行う。

(2) 入学者選抜合格者発表の段階で、合格者が募集定員に満たない場合、当該高等学校長は二次募集を行う。検査内容等選抜に

関する詳細については、当該高等学校長が定める。

(3) 日程

① 入学者選抜

- ア 選抜検査 令和 5 年 3 月 27 日（月）
- イ 合格者発表 令和 5 年 3 月 29 日（水）

② 二次募集入学者選抜

- ア 選抜検査 令和 5 年 4 月 5 日（水）
- イ 合格者発表 令和 5 年 4 月 7 日（金）

7 その他

- (1) 3の(2)に掲げる者の県立高等学校入学者選抜に関し必要な事項は、この要綱に準じて県教育委員会が定める。
- (2) この要綱に定めるもののほか、県立高等学校入学者選抜に関し必要な事項は、選抜実施細目の定めるところによる。
- (3) 各高等学校長は、海外帰国生徒等の入学者選抜については、県教育委員会と協議して、弾力的に取り扱うことができる。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

**公安委員会公告**

宮崎県公安委員会公告第17号

警備業法（昭和47年法律第 117号。以下「法」という。）第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

令和 4 年 6 月 30 日

宮崎県公安委員会委員長 島 津 久 友

1 講習の種類、警備業務の区分、実施日及び定員

種 類	警備業務の区分	講 習 の 実 施 日	定員
新規取得講習	4号警備業務	令和4年9月26日（月）から10月3日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）	15人

2 講習の対象者

講習の対象者は、法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「講習修了証明書」という。）を有しない者で、かつ、受講申込みを行う日において、最近5年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者とする。

3 講習の場所

宮崎市学園木花台西2丁目4番地3  
 宮崎県技能検定センター  
 電話0985-58-1570

4 受講申込書の提出方法等

(1) 提出先

受講申込者の住所地を管轄する警察署、又は、受講申込者が警備員である場合は、その属する営業所の所在地を管轄する警察署でも受理する。

(2) 提出日時

警備業務の区分	提 出 日 時
4号警備業務	令和4年8月15日（月）から8月26日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(3) 提出方法

提出は、申込者本人によることを原則とするが、申込者が警備員であって、その属する営業所の従業員に委任状を託しての代理申込みについては認める。郵送による申込みは認めない。

(4) 提出書類等

- ア 受講申込書（受講申込者の写真（申請前6月以内に撮影した縦 3.0センチメートル、横 2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景のもの）を貼り付けたもの）
- イ 当該警備業務の区分に係る警備業務従事証明書及び履歴書

5 手数料

受講申込時、次表の手数料に相当する額の宮崎県収入証紙により納入すること。

種 類	警備業務の区分	手数料
新規取得講習	4号警備業務	34,000円

納入された手数料は、受講辞退その他いかなる場合にも返還しない。

6 その他

- (1) 受講申込みの受付が終了後、その旨、一般社団法人宮崎県警備業協会（電話代表0985-28-0518）に連絡すること。
- (2) この講習の実施に際して収集する個人情報とは、この講習に関する目的以外には使用しない。
- (3) 公示後、社会情勢の変化により、講習実施の見合せ等の措置を講ずる必要が生じた場合には、速やかに県警ホームページに掲載する。
- (4) 本件に関する問合せは、宮崎県警察本部生活安全部生活環境課警備係（代表電話0985-31-0110）に行うこと。